

4週8休工事実施要領

第1条 目的

大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）では、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ「公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」を目指すため、建設業界における若手技術者の離職対策や新卒者が入職しやすい職場環境づくりを支援する取組みとして、「4週8休工事」の積極的な推進に取り組む。

第2条 対象工事

大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）が発注する工事のうち、港湾請負工事積算基準（国土交通省）を適用する工事（以下、「港湾工事」という。）を対象とする。

ただし、以下の工事は除く

- ・緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事、単価契約工事等）、現場作業が1週間未満の工事

※建設工事積算基準（大阪府都市整備部）を適用する工事においては、大阪府都市整備部「週休2日工事」実施要領を適用する。（大阪府HP参照）

※大阪府公共建築工事積算基準を適用する工事（建築工事、建築設備工事）においては、週休2日促進工事実施要領（大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室）を適用する。（大阪府HP参照）

第3条 発注方式

1 発注者指定型（原則、全ての港湾工事）

発注者が、4週8休に取り組むことを指定し、共通仮設費率・現場管理費率の補正を当初設計より計上する方式

2 受注者希望型

受注者が、現場着手前に発注者に対して4週8休に取り組む旨を協議した上で取組み、達成状況に応じ、共通仮設費率・現場管理費率の補正を設計変更で計上する方式

第4条 定義

1 4週8休

原則、土日・祝日を休日とするが、対象期間内において、4週8休以上の現場閉所が確保されている状態。

※起算する土曜日から始まり、4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり、4週目の日曜日までで終わる4週間を1期目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日まででおわる4週間を2期目とし、以降同様の考え方を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の閉所日または休日の取得があること。

2 対象期間

工事着手日から完成通知日までの期間とする。ただし、次に掲げる期間は対象期間から除く。

- イ 準備期間
- ロ 跡片付期間
- ハ 年末年始休暇（6 日間）
- ニ 夏季休暇（3 日間）
- ホ 工場製作のみを実施している期間
- ヘ 工事全体を一時中止している期間
- ト 発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）

3 4 週 8 休以上の現場閉所

現場閉所日数（1 日を通して現場閉所された日の合計）が対象期間中で 28. 5 %（8 / 28 日）以上の水準に達する状態とし、降雨、降雪等による予想外の現場閉所日も現場閉所日数に含める。

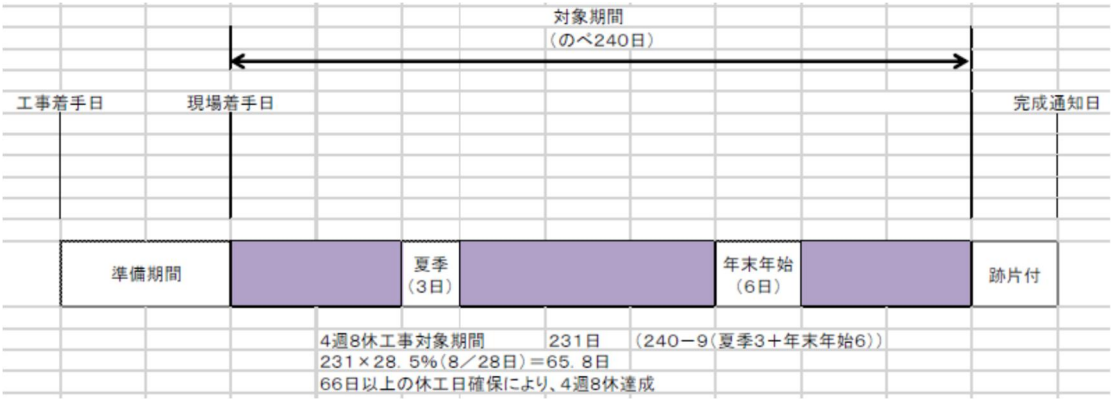
現場閉所の確認は、工事月報（工事履行報告）により確認する。

4 現場閉所

工事現場の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態とする。

5 休日

休日は「現場閉所単位」での確認を基本とし、現場特性により受発注者協議のうえ「個人単位」での確認とすることができる。



第５条 共通仮設費率・現場管理費率の補正

１ 発注者指定型

共通仮設費率・現場管理費率に対しては、別表１「共通仮設費率・現場管理費率の補正係数」を適用し、各経費に補正係数を乗じた上で当初設計金額を算出する。ただし、４週８休（現場閉所率２８．５％以上）の達成が見込まれない場合は、当該補正分を減額変更する。

２ 受注者希望型

受注者の取組状況に応じ、別表１「共通仮設費率・現場管理費率の補正係数」を各経費に乗じて契約変更を行う。ただし、工事（現場）着手前に４週８休に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。

別表１ 共通仮設費率・現場管理費率の補正係数

・ 共通仮設費率	１． ０ ２
・ 現場管理費率	１． ０ ３

※労務単価については補正なし。

※港湾工事市場単価については補正なし。

※令和８年９月１日以降の単価を適用して積算する案件（単価適用年月日：〇〇〇〇〇〇〇〇以降）から適用する。

※ただし、令和８年８月３１日以前の単価を適用して積算する案件については「４週８休工事実施要領（令和７年８月１日改正版）」による。

第６条 適切な工期設定

積算基準に基づき施工量に応じた必要日数を算出し、不稼働日数や準備・跡片付期間を含めた工期算定を行い、適切な工期設定を行う。

第７条 工期の変更

工期の変更理由が下記に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ・ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
- ・ 設計図書で明示されていない施工条件について、予測することのできない特別な状態が生じた場合
- ・ 工事の施工を一時中止させた場合

第８条 発注方式の指定

対象工事については、入札公告に「発注者指定型」、「受注者希望型」又は「補正対象外」を明記する。

第９条 留意事項

４週８休工事の実施に当たっては、以下の項目に留意するものとする。

- １ 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等は行わない。

２ 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。

第10 条 その他

受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、「大阪府入札参加停止要綱」「建設工事請負契約書」に基づき厳正に対応する。

附 則

この要領は、令和２年１０月１日から施行する。

この要領は、令和３年８月１日から一部改正する。

この要領は、令和６年４月１日から一部改正する。

この要領は、令和６年６月１日から一部改正する。

この要領は、令和７年８月１日から一部改正する。

この要領は、令和８年９月１日から一部改正する。